

## 潮来市男女共同参画審議会規則

平成 17 年 7 月 29 日

規則第 13 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、潮来市男女共同参画基本条例(平成 15 年条例第 6 号)第 20 条第 8 項に基づき、潮来市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の住民
- (3) 関係団体の代表者

## (任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第 6 条 審議会の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (会議の招集の特例)

第 7 条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

## (庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、男女共同参画事務主管課で処理する。

## (その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 付 則

この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。